

## 明けましておめでとうございます

本年も、葵総合経営センターだより週刊版 “Timely” を宜しくお願い申し上げます。

### 『来年度税制改正大綱の内容』



焦点となるのは法人税実行税率の引下げ幅。政府は現在35%とされている**法人税実効税率を来年度からの数年間で20%台にまで引き下げる方針**だが、平成27年度に一気に下げ幅を2.4%台にする方向で調整に入ったという。

その減税財源として挙げられている外形標準課税の強化や欠損金繰越控除の縮小にも注目が集まる。また、**株価対策としてNISA（少額投資非課税制度）の非課税枠を現在の年100万円から「120万円」に拡大するほか、20歳未満を対象として年80万円まで非課税とする「子ども版NISA」の創設も検討されている。**こちらは祖父母や両親が孫や子どもの名義の口座に投資するもので、将来子ども等が受け取る配当や売却益が非課税になる。

そのほか、親や祖父母が子や孫に将来の結婚や出産、育児関連の資金を贈与する場合に、上限1,500万円まで非課税にする制度を、現在の教育資金贈与の非課税制度とは別枠で創設する案も検討されている。また、専業主婦やパートの妻がいる世帯の所得税と個人住民税を軽減する配偶者控除を見直し、新たに妻の収入にかかわらず一定額を夫の所得から差し引く「夫婦控除」を導入する案は見送りになりそうだ。

### 『所得への課税のあり方で提言 日税連税制審議会が答申』

日本税理士会連合会会長の諮問機関である税制審議会はこのほど、平成26年度諮問事項である「給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について」答申をまとめ、池田隼啓会長に提出した。

答申は、現行の税制では公的年金は保険料の拠出時と年金の受給時を通して事実上の非課税制度となっているため、給与所得者を中心とする現役世代により多くの負担を強いる結果となっているとし、「現役世代の勤労意欲を減退させないためにも世代間の公平を図る税制を構築すべきだ」と提言。

また、**給与所得と公的年金等所得に係る税制では「概算控除制度の控除額が過大であることは明らかだ」との認識を示し、相当程度の縮減をすべきだが、「その際には、公的年金収入に対応する必要経費がないことを踏まえて見直す必要がある」「適切な課税ベースを維持するために、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用についても早急に見直しを行う必要がある」と提言した。**このほか、▽給与の支払者の過大な事務負担軽減を図る▽遺族年金の非課税制度の適用について一定の制限を設ける▽企業年金の課税方法を見直す▽公的年金等所得に係る所得区分を新たに創設する—などを提言。適切な課税により財源調達機能が有効に発揮される税制となるよう要望した。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。